

用 語 の 定 義

- 1 「**独身者**」又は「**独身であった者**」とは、「配偶者なし」と回答した者をいい、未婚、離別及び死別は区別していない。また、「子どもあり」の者も含まれる。
- 2 「**夫婦**」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない者も含む。
- 3 「**家庭観**」とは、第1回、第7回調査において、「世帯の収入」「家事」「育児」について、「夫妻のいずれが責任をもつ家庭を築きたいと思いますか。」と質問したものである。
- 4 「**子どもをもつ意欲**」とは、第1回調査において「子どもが（すでに子どもがいる場合は、もう1人）欲しいと思いますか。」と質問したものである。
- 5 就業状況の変化とは、調査時点をA時点、B時点（A時点<B時点）としたときの、仕事の有無及び就業形態について比較したものであり、次の変化の状況をいう。
 同一就業継続 …… A時点、B時点において、勤め先、及び就業形態が変わっていないこと、また、自ら行っている事業が変わっていないことをいう。
 転職 …… B時点で、A時点とは勤め先または就業形態が異なっていることをいう。
 離職 …… A時点で仕事あり、B時点で仕事なしのことをいう。
- 6 「**既卒**」とは最終学歴が「卒業」となっていることをいう。
- 7 「**仕事あり**」とは、調査日現在、所得を伴う仕事(学生アルバイトも含む。)についていることをいう。また、調査日現在、仕事についているが、休業中（育児休業、介護休業）である場合も含む。
- 8 「**仕事と子育ての両立のための制度等**」とは、次の制度について、勤め先の会社等において、自分の就業形態で利用可能な制度があるかどうか、ある場合は、利用にあたっての雰囲気はどうかを質問したものである。
 育児休業制度 …… 子どもの養育のために休業することができる制度
 短時間勤務制度 …… 通常の所定労働時間を短縮する制度
 育児のための勤務時間の短縮等 …… 「育児休業制度」「短時間勤務制度」以外の育児のための勤務時間の短縮（フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働（残業）の免除）等
- 9 「**結婚後の就業継続意欲**」とは、14年成年者、24年成年者において「結婚した後も現在の仕事を続けますか。」と質問したものである。
- 10 「**育児休業制度の状況**」とは、14年成年者、24年成年者において、勤め先の会社等において、自分の就業形態で利用可能な育児休業制度があるかどうか、ある場合は、利用にあたっての雰囲気はどうかを質問したものである。
- 11 「**6年間**」とは、第1回調査から第7回調査までの間のことをいう。また、「**5年間**」とは、第2回調査から第7回調査までの間のことをいう。